

## 環境影響評価指針の一部改正の概要

## 【一部改正の理由】

環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）は、環境影響評価が科学的知見に基づき適切に行われるための指針として策定されている。

先般、愛知県環境審議会から平成 18 年 11 月 30 日付で、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）の対象事業として「鉱物の掘採の事業」を追加指定することが適当である旨が答申されましたが、併せて当該事業に係る技術的事項を整備する必要がある。

また、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の規定に基づき環境影響評価の技術的事項を定めた主務省令が改正され、平成 19 年 9 月 30 日から施行されていることに伴い措置する必要がある。

## 【一部改正の主な内容】

## 1 鉱物の掘採の事業に関連する技術的事項を整備

## 別表第 1 及び別表第 2

- ・土石の採取の事業の整理を踏まえて、鉱物の掘採の事業に対応した環境影響評価に係る項目及び手法を整備

## 2 国の基本的事項及び主務省令の改正に伴う措置

## (1) 環境影響評価の項目・手法の選定の考え方

## 第 5 環境影響評価の項目の選定、別表第 1 及び別表第 2

- ・「標準項目」を「参考項目」へ変更

## 第 7 参考手法及び別表第 2

- ・「標準手法」を「参考手法」へ変更

\* 事業者は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、自らの事業の事業特性や地域特性等を踏まえ項目・手法の選定を行う必要があることを明確化

## (2) 根拠等の記載の明確化

## 第 4 事業特性及び地域特性の把握

- ・環境配慮に関する検討経緯の明確化
- ・現状に加え過去の状況推移及び将来の状況の把握

## 第 5 環境影響評価の項目の選定～第 10 評価の手法及び第 17 方法書の作成

- ・項目や予測等の手法の選定に当たっての根拠の明確化
- ・評価に至った経緯や根拠の明確化
- ・不確実性に関する検討の強化

## 第 14 検討結果の整理

- ・環境保全措置の検討経緯の明確化
- ・代償措置の効果等の根拠の明確化

## 第 15 事後調査の実施

- ・事後調査の必要性について検討すべき事項の追加

## 第 17 方法書の作成

- ・事業の背景、経緯、必要性について方法書での明確化

## (3) その他

## 第 5 環境影響評価の項目の選定及び第 9 予測の手法

- ・既存工作物の撤去等による環境影響の把握
- ・一部供用の時点での環境影響の把握

## 第 6 調査、予測及び評価の手法及び別表第 2

- ・廃棄物等の最終処分量などの把握

その他